

「ひょうご ほっとかナイト」認定制度 申請の手引き



©兵庫県社協 ほっとかナイト



©兵庫県 2007 兵庫県マスコット はばタン

令和7年6月版

兵庫県福祉部地域福祉課
兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部
兵庫県社会福祉法人経営者協議会

目 次

- 1 「ひょうご ほっとかナイト」認定制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 目的
 - (2) 認定の対象
 - (3) 認定者
- 2 認定要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 前提となる要件
 - (2) 必須項目と選択項目
- 3 申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 申請からの流れ（フロー）
 - (2) 申請に至るまで
 - (3) 申請書の作成・提出
 - (4) 審査
 - (5) 認定・公表
 - (6) 取組みの発信・普及
 - (7) 年次報告
- 4 よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1 「ひょうご ほっとかナイト」認定制度とは

(1) 目的

「ひょうご ほっとかナイト」認定制度（以下、認定制度）の最大の目的は、「誰も取り残されない地域共生社会」の実現です。

具体的には、認定制度を通して、県内の社会福祉法人連絡協議会（以下、ほっとかへんネット）が、制度のはざまを含めた多様な住民ニーズに対応するとともに、利用者を含む当事者や住民の活動・活躍を支援する取組みをこれまで以上に推進することをねらいとしています。

また、取組みを進める中で、社会福祉法人だけで対応できないニーズについては、官民協働で包括的に支援する体制づくりにつなげることもねらいの一つです。

これにより、社会福祉法人にとっては、目に見えにくい地域における公益的な取組み^(※)を“見える化”し、住民に身近な存在としての社会福祉法人を周知することにつながります。

※地域における公益的な取組：平成 28（2016）年の改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

【認定制度で期待される成果】

- 1 ほっとかへんネットの活性化を通じた多様な県民ニーズへの対応
- 2 官民協働の包括的に支援する体制づくりの促進
- 3 社会福祉法人の地域における公益的な取組の「見える化」

(2) 認定の対象

県内各市区町のほっとかへんネットが認定の対象です。

ほっとかへんネットという組織単位の認定のため、加入する会員施設等は認定を受けた取組みに参画することになります。

(3) 認定者

兵庫県知事、兵庫県社会福祉協議会会長、兵庫県社会福祉法人経営者協議会会長の3者が認定します。



「ほっとかナイト」（騎士）は、困りごとを見過ごさない、みんなの強い味方です。赤い帽子と手袋は、兵庫県の形をデザイン化しています。

2 認定要件について

(1) 前提となる要件

前提として、ほっとかへんネット設立から **5年以上の活動実績**と、市区町域の社会福祉法人の概ね **7割以上が加入**することを要件とします。

そのうえで、(2)の必須項目の全てに加え、選択項目から2つ以上を実施した実績があり、取組みを継続できる体制が整っていることを要件とします。

(2) 必須項目と選択項目

原則として一過性の事業実施ではなく、地域の関係者と協働し、継続的に取り組むための体制づくりを要件としています。

以下の3つの必須項目は、ほっとかへんネットの事業計画等にも明記し、毎年継続して取り組んでください。

【必須項目】

要件	解説・取組み例
① 関係機関・団体との協議・意見交換の実施（年2回以上）	社会福祉法人以外の事業者や地域組織、ボランティア活動団体、行政関係部等の多様な主体と連携・協働した継続的な体制づくりにつながることを目的に、 ほっとかへんネットの取組みについて、社会福祉法人以外の主体との協議・意見交換を図る場を、原則は年2回以上設けることを要件とします。 <取組み例> ほっとかへんネット主催の会議への関係機関・団体の参加、プロジェクトの企画・評価の会への関係機関・団体の参加、意見交換会の実施（民生委員やボランティア、行政等と地域ニーズへの対応に関する意見交換を実施等）／社協や行政による「地域福祉（推進）計画」の策定委員会や評価委員会への参画／生活支援体制整備事業における協議体への参画等
② 地域と連携した災害福祉支援の体制づくり	災害時にも地域の安心拠点として役割が発揮される体制づくり を要件とします。 <取組み例> DWA Tの登録と活動／市区町域での災害時の相互支援協定／BCPの研修・検証／地域防災訓練の実施・参画 等

	※いずれも、ほっとかへんネットとしての取組みを指します。
③ 定期的な情報発信・啓発活動に関する取組み	<p>必要な人に情報を届けることを目的に、ほっとかへんネットの取組みを住民、関係者に広く発信することを要件とします。</p> <p><取組み例></p> <p>チラシ、パンフレットの作成・配付／社協や加入施設等の機関紙による発信／ホームページでの発信／SNSでの発信 等</p>

【選択項目】

- 次の5項目から2つ以上の事業を選択して実施することを要件とします。
- 同一項目で、2つに取り組む場合は、2事業とみなします。例えば④の項目において、認定就労訓練事業を通じた中間就労支援と、外国人支援を実施する場合は、2事業とみなします。
- 事業を実施する上では、継続的に取り組むための体制づくりもあわせて進めてください。
※体制づくりの例：取組みに関する中期計画づくりやプロジェクトチーム等の組織づくり、財源確保、事業推進や評価のための会議体（場）の設置など
- なお、取組み例はあくまで一例であり、これに限定されるものではありません。例示にとらわれず、地域のニーズに即した自主的かつ柔軟な取組みを計画的に推進してください。

要件	解説・取組例
① 権利擁護を推進する体制づくり	<p>存在自体が尊重され、自分のことを自分で決め、自分らしく生きることが大切にされる地域社会にするための取組み全般を指します。</p> <p><取組み例></p> <p>当事者会・セルフヘルプグループの支援／地域での人権・福祉学習の推進／権利擁護サポーターや市民後見人養成事業の促進／（身寄りのない人への）身元保証等のサポートや法人後見の体制づくり 等</p>
② 子どもの主体的な活動支援や子どもへの支援体制づくり	<p>子どもたちがいきいきと、地域に参加しながら成長するための取組み全般を指します。</p> <p><取組み例></p> <p>子ども食堂や学習支援など居場所づくり／「ひょうご子ども福祉委員」や子どもによるボランティア活動の推進／教育と福祉の連携による早期の相談・支援体制づくり 等</p>
③ 食のセーフティネットの体制づくり	<p>さまざまな理由で一時的に困窮した方への支援や、食を通じた地域でのつながりや課題の早期発見の仕組みづくり全般を指します。</p> <p><取組み例></p> <p>ひょうごフードサポートネットと連携した食支援活動（フードドライブ、フードサポート）／配食・宅食活動／子ども向け朝食提供活動／地域食堂の運営・支援 等</p>

<p>④ 孤立しがちな人々の居場所づくりや参加・活躍支援の体制づくり</p>	<p>生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラー、ケアリーバー、外国人、ひとり親家庭、課題を抱える妊産婦、難病や若年性認知症を含めた認知症患者、障害者等、地域の中で孤立しやすい人々を含めた多様な住民の居場所づくりや参加・活躍支援の取組み全般を指します。</p> <p><取組み例></p> <p>サロン・居場所づくりの運営・支援／中間的就労や就労訓練事業を通じた支援ネットワークづくり（自立相談支援機関等との連携）／地域組織等と進める外国人と地域との交流 等</p>
<p>⑤ その他、地域の住民ニーズに即し、地域と協働した取組み</p>	<p>地域ニーズに合わせた自発的で自由な取組み全般を指します。</p> <p><取組み例></p> <p>文化芸術活動・スポーツ、環境、地域振興等、福祉以外の領域との連携を通じた地域交流の促進や地域づくり 等</p>

3 申請手続きについて

(1) 申請からの流れ（フロー）

毎年1回、申請と審査と認定を実施します。一連の流れは次のフロー図のとおりです。

● ほっとかナイト（認定制度）の認定フロー・スケジュール



令和7年度の提出締切：令和7年**8月12日（火）**必着（メールでの提出可）

(2) 申請に至るまで

「ひょうご ほっとかナイト」の認定を受けようとするほっとかへんネットは、役員会等において、認定に必要な取組みを実施するための体制、計画、予算などについて協議を行ってください。一過性の取組みではなく、体制を整え、継続的に推進することが重要であるため、中期的な視点を持って計画いただきますようお願いします。

(3) 申請書の作成・提出

協議を踏まえ、「ひょうご ほっとかナイト」認定申請書（様式第1号）と「ひょうご ほっとかナイト」認定要件確認書（様式第2号）を作成し、必要書類とあわせ、兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部に送信してください。※メールでの提出可

【申請時の提出物】

- 様式第1号（申請書）
- 様式第2号（要件確認書）
- 必要書類…①会則、②役員名簿、③前年度の事業報告、決算書、④当該年度の事業計画、予算書、⑤その他の関係資料（パンフレットや組織・取組みがわかる資料）

【申請にかかる書類の提出先】

兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部

☎：078-252-4635 E-mail：keieikyo@hyogo-wel.or.jp

〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

(4) 審査

兵庫県、兵庫県社会福祉協議会、兵庫県社会福祉法人経営者協議会が設置する審査会において、提出された申請書に基づき、「ひょうご ほっとかナイト」の認定要件に基づく審査をおこないます。

審査会までに事務局よりいくつかの追加のヒアリングを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(5) 認定・公表

審査を経て、兵庫県知事、兵庫県社会福祉協議会会長、兵庫県社会福祉法人経営者協議会会長が認定を行い、ほっとかへんネットの代表者に対し、認定証を交付します。

認定結果は、兵庫県、兵庫県社会福祉協議会のホームページや広報紙、マスコミなどを通じて公表するとともに、県社会福祉大会において認定式を行う予定です。

また、認定されたほっとかへんネットに加入する社会福祉法人等が、さまざまな方法や場面で認定をPRできるように、認定マークの配付など広報ツールを順次整備していきます。

(6) 取組みの発信・普及

認定されたほっとかへんネットの取組みは、県内に広く普及します。

認定されたほっとかへんネットや加入法人等においても、広報誌やホームページ、地域住民を対象とした行事での周知等の多様な手段を用いて、発信・普及に努めてください。

(7) 年次報告

認定を受けたほっとかへんネットは、毎年の総会后、速やかに事業報告書及び事業に関連する資料（チラシや報告書、写真等）を、兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部に提出してください。

4 よくあるご質問

Q1. 認定は、ほっとかへんネット加入施設単位に付与されますか。

A. 認定は施設単位で付与されるものではなく、ほっとかへんネットを対象としています。そのため、認定を受けたほっとかへんネットに加入する会員施設等は、認定を受けた取組みに参画することについて、組織として合意を得てください。

Q2. 認定のメリットは何ですか。

A. 認定のメリットは、大きくは3つあります。

①活動の活性化と地域課題の解決

認定制度がインセンティブとなり、ほっとかへんネットの活動が活性化し、地域の多様なニーズや生活課題の解決につながります。施設職員にとっても「見える化」されることで、活動へのやりがいアップにつながります。

②社会福祉法人の公益的取組の「見える化」

社会福祉法人の地域における公益的な取組が明確になり、法人への信頼と共感を高め、住民や関係機関からの理解・協力を得やすくなります。

③官民協働による課題解決力の強化

行政や他機関との連携が強化され、結果として様々な地域課題や法人が抱える課題の解決につながります。

Q3. 認定を受ければ、対象活動への費用助成がありますか。

A. 認定にかかる取組みへの費用助成はありませんが、兵庫県社会福祉協議会が実施する「ほっとかへんネット課題対応プロジェクト助成」を活用していただけます。同助成は、ほっとかへんネットが地域住民・地域組織や活動団体、民間企業・事業所等と協働・連携しながら、地域生活課題の解決を図る新たな取組みに向けたプロジェクトに助成するものです。2か年で最大30万円の助成です。詳しくは、兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部に問合せしてください。

Q4. 申請にあたって、ほっとかへんネット役員会での協議が必要ですか。

A. ほっとかへんネットの役員会等で協議し、組織として合意の上で申請を行ってください。

Q5. 申請の前提要件である「年2回以上のほっとかへんネット関係者以外の主体との意見交換会」は、毎年おこなうものですか。

A. 毎年の実施をお願いします。ほっとかへんネットの取組みを地域に開き、より幅広い団体・人等と連携・協働していくための意見交換です。原則として2回以上の実施としていますが、既に地域にある会議体を活用していただいても結構です。

Q6. 「ひょうご ほっとかナイト」の認定要件の取組みが認定後に変更になってもよいのですか。

A. 地域ニーズの変化等、合理的理由により取組みを変更していただいても結構です。その場合、県社会福祉協議会に予めご相談・ご連絡をお願いいたします。

Q7. 「ひょうご ほっとかナイト」認定後の活動報告は毎年提出するのでしょうか。

A. 総会後に毎年提出してください。